



熊本県公報

目 次

告示	道路の供用開始	保安林の指定に関する予定	(道路維持課)	二
			(森林保全課)	二
				二
				二
				三
				三
				四
				四
				四
				五
				六
				六
				六
				七
				七
				八
				八
				八
				九
				九
				九
有害興行の指定			(県民生活総室)	一〇

平成十三年度熊本県家畜商講習会の開催
道路の区域変更

道路の供用開始

公 告

開発行為に関する工事の完了

平成十三年度ふぐ処理師試験の実施

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村意見

熊本県漁業調整規則に基づく聴聞の実施

土地改良区役員の氏名変更

土地改良区役員の就任

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の退任

土地改良区役員の就任

都市計画の図書の写しの縦覧

登 載 依 頼

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

(畜産課) 一〇

(道路維持課) 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

() 一二

告 示

熊本県告示第千四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十二月二十六日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内 上津浦港線	天草郡有明町大字上津浦字五ノ坪 九七一番地先から 同所 同字 九七〇番地先まで	六〇・〇	単道改

二 供用開始する期日 平成十三年十二月二十六日

熊本県告示第千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字坂本字捨木一五七五の五、一五七九、一五八五の一、一五九〇の一、一六九九、一七〇〇の一、一七〇〇の三から一七〇〇の七まで、又一七〇〇の一三、一七〇〇の二〇、一七〇〇の二一、一七〇〇の二四、一七〇〇の二七、一七〇〇の二九、一七〇〇の三一、一七〇〇の三二、一七〇〇の三四、一七〇〇の三六、一七〇〇の三七、一七〇〇の三九から一七〇〇の四二まで、一七〇〇の八〇から一七〇〇の八二まで、一七〇〇の八四、一七〇〇の八五、一七〇〇の八九から一七〇〇の九七まで、一七一、一七二四、一七二七、一七二二、一八四一

- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字捨木一七〇〇の八五・一七〇〇の八九から一七〇〇の九三まで・一七二七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字深水い字津久良一一三〇

(一) 指定の目的 土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字津久良一一三〇（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字深水字村向八八四、八八五、

九〇九、九二七の三〇、九二七の四一

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字村向八八四・八八五・九〇九・九二七の三〇・九二七の四二(以上五筆につ

いて次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字葉木字葉木山六六三、六六四、

六六七、六六九、六七〇の一、六七八、六八〇、六八二、六九四、六九五、七〇四、

七〇九、七一〇

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字葉木山六六三(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字中谷は字鶴石一五二五、一五

二九、一五三四、一五四五から一五四七まで、一五七五の二

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡東陽村大字北字椎屋二四八三の一

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに東陽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字葉木字葉木五一の八・五一の九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字葉木五一の八(次の図に示す部分に限る。)、五一の九

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字仁田尾字奥小原六九の一、六九の二
 - 二 指定の目的 水源のかん養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字奥小原六九の二
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安

林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字栗木字御上塔六〇二、六〇三
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字御上塔六〇二・六〇三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (三) 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字中村五五六五の一、五五六六、五五六七(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 4 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安

林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市湯出字赤尼田一〇八三の二から一〇八三の四まで

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市中鶴字岩下二八二の二、二九〇、二九一の二、二九二から二九四まで、三〇二、三〇三

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 字岩下二八二の二、二九〇、二九一の二、二九二から二九四まで、三〇二、三〇三

(三) 次の図に示す部分に限る。

2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示

する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市東間上町字中村三三六一の二、三三六一の三、三三七七の四、三三七七の五、字今見堂三六五七の二

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 字中村三三六一の二・三三七七の四・三三七七の五・字今見堂三六五七の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市上原田町字一の水七の二、七の二、字日添前一九、二〇の一から二〇の四まで、字木綿畑三の一から三の五まで

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 字日添前一九・二〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市段塔町字日向瀬一〇四の四)

指定の目的 土砂の流出の防備

(三)(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日向瀬一〇四の四（次の図に示す部分に限る。）

2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。」

熊本県告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡錦町西字藤ノ尾二二〇七の二
 指定の目的 水源のかん養
 (三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
 (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字藤ノ尾二二〇七の二（次の図に示す部分に限る。）
 (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡錦町西字藤ノ尾二二二六の一
 指定の目的 水源のかん養
 (三) 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字藤ノ尾二二二六の一（次の図に示す部分に限る。）
 (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに錦町役場に備え置いて縦覧に供する。」

熊本県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字尾の上五五七五の二八
 指定の目的 水源のかん養
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字尾の上五五七五の二八（次の図に示す部分に限る。）
 (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。」
 熊本県告示第五十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
 平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村乙字白岩戸一四八一、一四八三
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白岩戸一四八一・一四八三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字平野六六三〇
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平野六六三〇(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村役場に備え置いて縦覧に供する。
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件

熊本県告示第五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字舟木谷一の一、一の一、三、三の一、四の一、四の二、四の六、四の八、四の一〇、四の一三、四の一四、字業

- 鶴四〇九、四二一、四二五、四一九の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字舟木谷四の二(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬい。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字車帰字坂ノ下六一三の三、六一三の四、六一四、六五六
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件

熊本県告示第五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町大字車帰字坂ノ下六一三の三、六一三の四、六一四、六五六
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡阿蘇町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（一） 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡波野村大字小池野字永久保一六六五（次の図に示す部分に限る。）（一六六六の一、一六六六の二）

指定の目的 土砂の流出の防備

（三）（二） 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字永久保一六六五、一六六六の一（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（一） 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字大利字南ツラ崎六二〇（次の図に示す部分に限る。）

指定の目的 土砂の流出の防備

（三）（二） 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

1) 主伐は、択伐による。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本阿蘇地域振興局並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本阿蘇地域振興局並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安

林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（一） 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡小川町大字東海東字岩ノ本二七三二の二、二七三三、字迎山二七三九の一、二七三九の二、二七四〇の一から二七四〇の八まで、二七四〇の一〇から二七四〇の一四まで、二七四六の一、二七四七、二七四九の一、二七四九の二、二七四九の四、二七四九の五、二七四九の二〇から二七四九の二二まで、字影平二九三三の一、二九三三の二、三〇二二、三〇二四、三〇二五、三〇二八の一、三〇二八の二、三〇三〇の一、三〇三三

指定の目的 土砂の流出の防備

（三） 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ本二七三二の二、二七三三、字迎山二七三九の二、二七四〇の一から二七四〇の三まで、二七四〇の六

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに小川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（一） 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字西部は字本屋敷二〇五七の二、二〇五九

指定の目的 土砂の流出の防備

（二） 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本屋敷二〇五七の一(次の図に示す部分に限る。)、二〇五九

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡坂本村大字深水い字久保又三三七一の二

指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字久保又三三七一の二(次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本

県八代地域振興局並びに坂本村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字仁田尾字仁田尾一七の一五・一

一七の一七・一一九の一・一二九の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並び

に泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字柿迫字岩奥八〇七三の四

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並び

に泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第千六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市・水俣市・葦北郡田浦町・芦北町(以上二市二町)国有林。次の図に示す部分に限る。

(三)(二) 指定の目的 水源のかん養
指定の目的 水源のかん養
指定の目的 水源のかん養

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 八代市・水俣市・芦北町(以上二市一町)について次の図に示す部分に限る。

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡天草町(国有林。次の図に示す部分に限る。

(三)(二) 指定の目的 水源のかん養
指定の目的 水源のかん養
指定の目的 水源のかん養

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 天草町(次の図に示す部分に限る。

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(三) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市(国有林。次の図に示す部分に限る。
指定の目的 土砂の流出の防備
指定の目的 土砂の流出の防備
指定の目的 土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 八代市(次の図に示す部分に限る。

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県関係地域振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第六十六号

熊本県少年保護育成条例(昭和四十六年熊本県条例第三十号)第七条第一項の規定により、少年に有害な興行として、平成十三年十二月十七日次のように指定したので、同条第二項の規定により告示する。
平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定画	尼寺の寝床 夜這い昇天(新日本映像) 白い肌の韓国美女 熱れごろ(新日本映像) ザ・痴漢教師4 制服を汚せ(新東宝映像) 馬を飼う人妻(新日本映像) 三十路の後家さん よがり泣き(新日本映像) 変態調教 白衣のうめき声(オーピー映画) 浴衣未亡人 黒い下着の誘惑(新日本映像) 愛人 悦楽の午後(につかつ) 人妻・未亡人 くわえる快感(新東宝映像) イヴちゃんの花びら(につかつ) 過激 うんと淫らに(新東宝映像) 人妻暴行 身悶える乳房(オーピー映画) 痴漢ストーカー 狙われた美人モデル(新東宝映像) (宝映画) プライベートレッスン 家庭教師の胸元(オーピー映画)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第六十七号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二の規定により、家畜商講習会を次

のとおり開催する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

一 講習会の目的

家畜の取引業務に関し、必要な知識を修得させる。

二 講習の対象者

家畜商の免許を受けて家畜の取引業務に従事しようとする者

三 講習会の期日及び場所

1 講習会の開催日時

平成十四年二月十四日及び十五日

午前九時から午後五時まで

2 開催場所

熊本県家畜商業協同組合

下益城郡松橋町浦川内字柳原一六四一の一

四 講習の内容

科 目	時間数	備 考
家畜の取引に関する法令	四時間	家畜商法、家畜取引法等
家畜の品種及び特徴	四時間	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六時間	

五 受講の申込方法

1 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書（別記様式）に講習会手数料三千三百円（熊本県収入証紙）及び写真（ライカ版）二葉を添えて、平成十四年一月二十一日までに所管地域振興局長（熊本市にあつては、熊本農政事務所長）に提出する。

2 受講の申込みをした者には、受講票を交付する。

3 納付した手数料は、返還しない。

六 修了証明書の交付

講習会の課程を修了した者には、講習会終了後修了証明書を交付する。

七 その他

1 講習会当日は、講習開始三十分前までに会場に集合し、受付に受講票を提出すること。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

3 講習会用テキスト（参考書）は、当日受付で販売する。（三千百五十円程度）

別記様式

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事

様

(申込者)

現住所

氏 名

印

生年月日

家畜商法第4条の2第1項の規定による講習会を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。

熊本県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十二月二十六日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類 の 路 線 名	区域変更する区間	前	後	備考
		幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
一般 内 牧 阿蘇郡一の宮町大字中通字片隅	二五七八番一地从先から 大字手野字八反田 二六七番 地先まで	三・〇	六・八	二二三・四
種類	後	前	後	
	三・〇	六・八	六・八	単道改

二 区域変更する期日 平成十三年十二月二十六日

熊本県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十二月二十六日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類 の 路 線 名	区域変更する区間	前	後	備考
		幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
一般 国道 二一九号	八代郡坂本村大字川嶽 一三三番三地从先から 同 字 一一二八番一地从先まで	六・二	三六・四	三一九・七
一般 人 吉 球磨郡球磨村大字一勝地字日暮	五八九番一地从先から 同 字 五八八番一地从先まで	四・二	五・四	四一・三
一般 水 俣 線 同 所	同 所	六・二	一〇・二	単道改
球磨郡球磨村大字一勝地字尾坂	四九八番地先から 同 字 五〇五番地先まで	四・六	九・〇	八一・二
球磨郡球磨村大字一勝地字宮園	四五一番 二地从先から 同 字 四四九番一地从先まで	三・八	一六・六	八一・二
同 所	同 所	五・四	一一・三	七一・四
同 所	同 所	二四・二	七一・四	七一・四

二 区域変更する期日 平成十三年十二月二十六日

熊本県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道

路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十二月二十六日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十六日

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	区域変更する区間		幅員		延長	備考
		前	後	(メートル)	(メートル)		
一般国道	三三四号	天草郡有明町大字大島字永田 二〇〇二番七地先から 同 所 同 字		前 二二・〇	後 一〇・〇	一八〇・〇	交安施
		一九二八番一地先まで		二七・〇	一八〇・〇		

二 区域変更する期日 平成十三年十二月二十六日

熊本県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十二月二十六日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十六日

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長	備考
一般国道	三三四号	天草郡有明町大字大島字永田 二〇〇二番七地先から 同 所 同 字	(メートル) 一八〇・〇	交安施

二 供用開始する期日 平成十三年十二月二十六日

熊本県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十二月二十六日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十六日

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長	備考
一般県道	五 多良木線	球磨郡多良木町大字黒肥地字大塚 四八一六番 地先から 同 所 同 字	(メートル) 一三七・〇	単道改

二 供用開始する期日 平成十三年十二月二十六日

公 告

熊本県告示第八百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂二〇九八番一四六の一部、同二二三番、同二二四番、同二二五番、同二二六番及びひ里道並びに町道の一部

四千五百二・六一平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市月出一丁目二番二四号

株式会社イワイホーム

熊本市尾ノ上一丁目五番二〇号

株式会社南栄開発

熊本県公告第八百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字花立一〇三一番一
二千五百三十六・九七平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市平成三丁目一六番二七号
株式会社九建ホーム

熊本県公告第八百五十八号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和三十三年熊本県条例第二十七号）第八条の規定に基づき、平成十三年度のふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 試験日時
平成十四年二月十七日（日）午前九時から
- 二 試験会場
熊本市本荘町麦田六八三二一
常磐家政調理師専門学校
- 三 試験科目
1 筆記試験
（一）公衆衛生学
（二）食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
（三）栄養学
（四）衛生関係法規
（五）調理理論
2 実地試験
（一）処理技術
（二）内臓鑑別

四 受験手続

- 1 提出書類
（一）受験願書
（二）履歴書
（三）写真二葉（申請前三月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦三・五センチメートル、横二・六センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、一葉を写真票にはり付けること。）
- 2 受験手数料
一万三千四百円
- 3 受験願書の受付期間
受験願書の受付期間は、平成十四年一月十五日（火）から一月二十五日（金）まで（土・日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとしますが、郵送の場合は、平成十四年一月二十五日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。
- 4 受験の申込み
受験志願者は、関係書類に手数料一万三千四百円を添えて、最寄りの保健所を経由して知事に提出すること。ただし、県外から受験する者は、知事（郵便番号八六一一八五七〇 熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県健康福祉部生活衛生課）へ直接提出すること。

五 合格基準

- 1 学科試験
五教科の平均得点が六十点以上であること。（ただし、一教科でも四十点未満の場合には不合格とする。）
- 2 実地試験
総得点が八十点以上であること。（ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合は、八十点以上であっても不合格とする。）

六 合格発表

- 1 合格者の発表は、平成十四年三月六日（水）午前十時に、県庁新館ロビー及び各保健所にて行います。
- 2 試験に合格した者に対しては、合格証を交付します。

七 試験場での注意事項

- 1 受験者は、筆記試験にあつては試験開始三十分前までに筆記用具を持参し、実地試験にあつては、帽子、布巾、清潔な作業衣（白衣等）、料理包丁及び専用の履き物（長靴等）を持参して会場に集合すること。

- 2 試験場は駐車場を設置していないため、公共交通機関等を利用すること。
- 3 試験中は、携帯電話、ポケットベルの電源を切ること。
- 4 試験場内では静かに行動して他人に迷惑をかけないこと。

八 問い合わせ
 1 願書の請求及び試験についての照会は、県内各保健所及び熊本県健康福祉部生活衛生課（電話〇九六―三八三―一― 内線七一八四）に行うこと。
 なお、郵便による願書の請求は、八十円切手をはった宛先明記の返信用封筒を同封すること。

2 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成十二年熊本県条例第六十六号）第二十二条の規定に基づき、合格発表の日から一か月間（土・日・祝日を除く午前八時三十分から午後五時十五分までとする。ただし、初日は、午前十時以降とする。）熊本県健康福祉部生活衛生課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。

熊本県公告第八百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により小国町から意見書の提出があつたので、同法第八条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
 平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 さんくす小国店 阿蘇郡小国町大字宮原二三〇八
- 二 市町村意見の概要
 来客者の利便性やサービスを考えると、駐輪場は入り口に近い方が良く変更については、何ら問題ない。
- 三 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室
 平成十三年十二月二十六日から平成十四年一月二十五日まで

熊本県公告第八百六十号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十二条第三項において準用する同規則第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 漁業法第六十六条第一項違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
長崎市茂木町二二四八番地一〇	末永 三喜男	午後一時

熊本県公告第八百六十一号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十二条第三項において準用する同規則第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。
 平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 漁業法第六十六条第一項違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
長崎市茂木町一八〇七番地五	濱口 利行	午後一時二十分

熊本県公告第八百六十二号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。
 平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第十五条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡御所浦町三八七六番地	山下 募	午前十時

熊本県公告第八百六十三号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第十五条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡御所浦町三八四三番地の二	山下 幸一	午前十時二十分

熊本県公告第八百六十四号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第十五条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡御所浦町二三四六番地	齋藤 維市郎	午前十時四十分

熊本県公告第八百六十五号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室

- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第十五条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡御所浦町三八四六番地	友田 好則	午前十一時

熊本県公告第八百六十六号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第十五条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡御所浦町五二四番地の二	今川 哲雄	午前十一時二十分

熊本県公告第八百六十七号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第十五条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡御所浦町四三四五番地	濱本 時夫	午前十一時四十分

熊本県公告第八百六十八号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十条第三項の規定に基づき、

つき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第十五条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住	氏名	予定時刻
天草郡御所浦町三五六九番地の四	松本 金次郎	午後一時四十分

熊本県公告第八百六十九号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第十五条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住	氏名	予定時刻
天草郡御所浦町三五七六番地	田中 強	午後二時

熊本県公告第八百七十号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第十五条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住

天草郡御所浦町二九三一番地の四

氏名 荒木 彰之

予定時刻 午後二時二十分

- 熊本県公告第八百七十一号
- 熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。
- 平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第十五条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住	氏名	予定時刻
本渡市旭町二二番地	岡 嗣雄	午後三時二十分

熊本県公告第八百七十二号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第十五条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住	氏名	予定時刻
天草郡五和町大字二江六八番地	畑島 良一	午後三時

熊本県公告第八百七十三号

熊本県漁業調整規則（昭和四十年熊本県規則第十八号の二）第五十二条第三項において準用する同規則第五十条第三項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 聴聞の期日 平成十四年一月十七日
- 二 聴聞の場所 熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室
- 三 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第七条違反事件
- 四 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡御所浦町四三一六番地の三	藤門 純則	午後二時四十分

熊本県公告第八百七十四号

菊池郡七城町七城町土地改良区の役員が次のとおり氏名変更した旨届出があった。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

役職名	新 氏 名	旧 氏 名	住 所
理事	緒方 奨	緒方 奨	菊池郡七城町大字水次一三六番地

熊本県公告第八百七十五号

菊池市菊池台地用水土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

就 任	氏 名	住 所
役職名	石井 光幸	菊池郡旭志村大字川辺五一三番地三
理事	福村 三男	菊池市大字隈府四七三番地三

熊本県公告第八百七十六号

上益城郡益城町益城町土地改良区の役員が、次のとおり退任及び就任した旨届出があつた。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県知事 潮谷 義子

退 任

氏 名

住 所

役職名	氏 名	住 所
理事	上田 一生	上益城郡益城町大字惣領一〇二八番地
"	森下 誠也	上益城郡嘉島町大字下六嘉二四三六番地
"	集路 格	上益城郡益城町大字赤井一八九一番地
"	奥永 義親	上益城郡益城町大字木山三〇三番地
"	奥村 國一	上益城郡益城町大字下陳五一三番地
"	福岡 珍雄	上益城郡益城町大字小池一二四三番地
"	守江 隆修	上益城郡益城町大字島田一〇〇〇番地
"	中山 隆時	上益城郡益城町大字宮園五〇二番地の四
"	山本 典親	上益城郡嘉島町大字井寺三〇二四番地
"	中川 泰	上益城郡嘉島町大字井寺三〇二四番地
"	寺本 眞富	上益城郡益城町大字寺中八六三番地
"	松田 眞登	上益城郡益城町大字砥川一九四〇番地
"	今吉 出己	上益城郡益城町大字寺迫七四番地
"	増田 辰盛	上益城郡益城町大字安永五六九番地
"	森永 英之	上益城郡益城町大字平田一〇九八番地
"	知名 石友	上益城郡益城町大字福原一九九〇番地
監 事	福岡 郁夫	上益城郡益城町大字福富八一七番地
"	西坂 信一	上益城郡益城町大字平田五八四番地の二
"	吉川 利治	上益城郡益城町大字寺迫一五七一番地
"	河原 泉	上益城郡嘉島町大字北甘木一三一〇番地の四
"	水村 一之	上益城郡益城町大字田原三六九番地の二
"	木村 孝一	上益城郡益城町大字小池二四六〇番地
就 任	氏 名	住 所
役職名	上田 一生	上益城郡益城町大字惣領一〇二八番地
理事	森下 誠也	上益城郡嘉島町大字下六嘉二四三六番地
"	集路 格	上益城郡益城町大字赤井一八九一番地
"	山本 典親	上益城郡益城町大字広崎一三八九番地
"	中川 泰	上益城郡嘉島町大字井寺三〇二四番地
"	富田 正大	上益城郡益城町大字砥川一三三二番地
"	石川 治	上益城郡益城町大字小池一三六二番地
"	森島 征支郎	上益城郡益城町大字下陳九七四番地

理事	堀川 紘一	上益城郡益城町大字島田七八七番地
"	吉野 秀昭	上益城郡益城町大字寺迫四六番地
"	吉田 靖男	上益城郡益城町大字寺中七二二番地
"	田上 保弘	上益城郡益城町大字宮園五二六番地
"	河北 雅典	上益城郡益城町大字福原三〇一二番地
"	西坂 信一	上益城郡益城町大字平田五八四番地の二
"	倉永 一弘	上益城郡益城町大字安永五八九番地
監事	松野 隆	上益城郡益城町大字木山四四〇番地
"	河原 泉	上益城郡嘉島町大字北甘木一三一〇番地の四
"	守江 修	上益城郡益城町大字島田一〇〇〇番地
"	斉藤 勝幸	上益城郡益城町大字古閑三九一番地
"	水村 善成	上益城郡益城町大字田原三七五番地
"	斉藤 隆幸	上益城郡益城町大字寺迫一四二四番地
"	松本 功	上益城郡益城町大字平田一二七一番地の二

熊本県公告第八百七十七号
八代市八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり退任した旨届出があった。
平成十三年十二月二十六日

退任	氏名	住所
理事	塚本 静雄	八代郡鏡町大字野崎二四九番地

熊本県公告第八百七十八号
菊池郡合志町合志町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。
平成十三年十二月二十六日

退任	氏名	住所
理事	渡邊 昭徳	菊池郡合志町大字福原二五九一番地
"	櫻井 清登	菊池郡合志町大字福原一一一七番地
"	衛藤 久米男	菊池郡合志町大字竹迫一九七四番地

熊本県知事 潮谷 義子

理事	大塚 秀男	菊池郡合志町大字竹迫一六八八番地
"	澤田 次雄	菊池郡合志町大字幾久富九一七番地
"	作野 卓哉	菊池郡合志町大字幾久富一二七八番地
"	新永 重昭	菊池郡合志町大字豊岡一六六番地二
"	大山 聖剛	菊池郡合志町大字豊岡五二九番地
"	青木 伸一	菊池郡合志町大字上庄一二三六番地
"	福永 洋一	菊池郡合志町大字上庄一二六八番地
"	上野 孝次	菊池郡合志町大字栄四一七番地
"	島田 敏春	菊池郡合志町大字栄二三四八番地二
"	秋吉 不二雄	菊池郡合志町大字栄二二九五番地一一九
監事	丸山 隆一	菊池郡合志町大字竹迫一六七三番地一
"	合志 益博	菊池郡合志町大字上庄一〇一四番地

就任	氏名	住所
理事	緒方 忠幸	菊池郡合志町大字幾久富二二一四番地
"	恵濃 一敏	菊池郡合志町大字福原九五四番地
"	右田 啓治	菊池郡合志町大字竹迫一一八五番地
"	松永 敏次	菊池郡合志町大字竹迫一五番地
"	野田 誠昭	菊池郡合志町大字幾久富一三六五番地
"	橋本 健児	菊池郡合志町大字幾久富一一二七番地
"	吉住 繁寛	菊池郡合志町大字豊岡二四〇二番地二二の二
"	大久保 英紘	菊池郡合志町大字豊岡二〇五番地
"	上島 英児	菊池郡合志町大字上庄一七三番地
"	西田 壽美雄	菊池郡合志町大字上庄一一二九番地五
"	村上 義治	菊池郡合志町大字栄一一九〇番地
"	坂本 勝博	菊池郡合志町大字栄三三七七番地
"	秋吉 不二雄	菊池郡合志町大字栄二二九五番地一一九
"	渡邊 昭徳	菊池郡合志町大字福原二五九一番地
"	野田 泰行	菊池郡合志町大字幾久富一三六〇番地
"	塚本 健二	菊池郡合志町大字栄二二四六番地一

熊本県公告第八百七十九号
都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法

第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県知事 潮谷 義子

一 都市計画の種類

植木都市計画道路三・四・五号植木停車場投刀塚線

植木都市計画道路三・四・十一号一木鞍掛線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

登 載 依 頼

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月二十六日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第四十三号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県へき地手当等に関する規則（平成六年熊本県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一、別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

へき地学校表

校 別	所管行政機関	へ				
		一 級	二 級	三 級	四 級	五 級
小 学 校	本 庁	松尾北小学校 河内小学校白浜分校				
	玉名教育事務所	緑小学校十町分校				
	鹿本教育事務所	岳間小学校 内田小学校矢谷分校 内田小学校山内分校				
	菊池教育事務所	真城小学校				

阿蘇教育事務所	万成小学校 西里小学校 草部南部小学校 東竹原小学校 蘇陽小学校 黒川小学校 満願寺小学校 山鹿小学校 産山北部小学校 波野小学校	高森東小学校 星和小学校		内牧小学校深葉分校
上益城教育事務所	水越小学校 田代東部小学校 田代西部小学校 下矢部西部小学校 中島南部小学校 御所小学校 清和小学校 朝日小学校 小峰小学校 袴野小学校	白糸第二小学校 白糸第三小学校		
八代教育事務所	鮎瀬小学校直分校 深水小学校 種山小学校内之木場分校 泉第二小学校 泉第三小学校	中津道小学校市之俣分校 河俣小学校坂より上分校	泉第七小学校	泉第五小学校 泉第六小学校
芦北教育事務所	久木野小学校 佐敷小学校伏木氏分校 大尼田小学校 大野小学校 告小学校 大岩小学校 海路小学校 吉尾小学校 古石小学校 古石小学校熊ヶ倉分校 平国小学校	石坂川小学校石飛分校 海路小学校上原分校		
球磨教育事務所	西瀬小学校鹿目分校 大塚小学校 宮ヶ野小学校 黒肥地小学校柳野分校 湯山小学校 五木東小学校 瀨小学校立野分校	大塚小学校田野分校 矢岳小学校 上村小学校皆越分校 五木東小学校平瀬分校 五木西小学校 五木北小学校 三浦小学校 一勝地第一小学校俣口分校 高沢小学校	榎木小学校 神瀬小学校川島分校	下榎木小学校 五木西小学校端 海野分校 五木北小学校平 沢津分校 三浦小学校下榎 原分校

発行所 熊本県印刷所
平成十三年十二月二十六日発行

別表第三（第三条関係）
特別地域学校表

施設 定する 五の規 二に規 食法第 学校給	中学校				小学校				校別	
	天草教育事務所	天草教育事務所	鹿本教育事務所	本庁	天草教育事務所	阿蘇教育事務所	菊池教育事務所	鹿本教育事務所	本庁	所管行政機関
天草教育事務所	天草教育事務所	鹿本教育事務所	河内中学校	内之原小学校 一町田小学校 新合小学校	菅尾小学校 中原小学校	水原小学校	内田小学校	河内小学校	特別の地域に所在する学校	特別の地域に所在する学校
維和学校共同調理場	維和中学校 姫戸中学校 都呂々中学校									

印刷所

熊本県印刷所
株式会社
電話(代)〇九六―二八六―三三三番社八



古紙配合率100%